

⇨ 申告調整とは

Q : 法人税の申告の際には、申告調整をするとのことですが、申告調整とはどんなことをするのですか？

A : 確定した決算による利益の額に加算減算して所得金額を求めることをいいます。

【解説】

申告調整とは、確定した決算で算出した当期利益に税務上の加算減算をして所得金額を計算することです。

申告調整には、必ず調整しなければならないもの(必須的申告調整事項)と会社の任意で調整するもの(任意的申告調整事項)とがあります。

必須的申告調整事項は、必ず法人税の申告書で調整しなければならないもので、これを行わない場合には、更正処分を受けることとなります。具体的には、次のようなものがあります。

- ① 役員給与の損金不算入
- ② 交際費等の損金不算入
- ③ 法人税額等の損金不算入
- ④ 償却限度額を超える償却額の損金不算入
- ⑤ 寄付金の損金不算入

これに対して、任意的申告調整事項は、申告書に記載がある場合にのみ適用される規定で、記載がなくても更正処分などは受けません。具体的には、次のようなものがあります。

- ① 受取配当等の益金不算入
- ② 所得税額及び外国税額の税額控除
- ③ 指定寄付金の損金算入

